



平成30年10月1日

## 第25回小樽開発建設部総合評価審査委員会の審議概要

平成30年9月12日に開催された「第25回小樽開発建設部総合評価審査委員会」の審査概要を、別紙のとおりお知らせいたします。



【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

技術管理課 課長 寺井 一弘 (0134-23-8305)

技術管理課 課長補佐 小野 英志 (0134-23-8305)



## 第 25 回 小樽開発建設部総合評価審査委員会 審議概要

開催日・場所	平成30年9月12日（水） 小樽開発建設部 第1会議室	
委員長	和田委員長（小樽商科大学学長）	
委員	岸委員（北海道大学大学院工学研究院 准教授） 高野委員（北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授） 八木委員（小樽商科大学名誉教授） <span style="float: right;">（五十音順）</span>	
議 事	<p>議 事</p> <p>【1 報告】 工事の週休2日制の取組について</p> <p>【2 審議】 工事の審査について</p> <p>①石狩湾新港 北防波堤建設工事 ②尻別川改修工事の内 豊国上流地区河道掘削工事 ③一般国道5号 小樽市 忍路舗装外一連工事 ④ニセコ地区 里見工区区画整理工事</p> <p>【3 報告】 業務の事前審査 第3者による業務の事前審査の報告</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	説明・回答
	<p>【1 報告】 工事の週休2日制の取組について</p> <p>・了解した。</p> <p>【2 審議】 平成30年2月1日から平成30年6月30日までに契約した工事の中から抽出された4件（技術提案評価型・S型：1件、施工能力評価型・I型①：3件）について工事概要説明及び審議を行った。</p> <p>（以下、入札参加者の提案またはその評価に係わる内容は、技術提案に関する機密保持の観点から記載していません。）</p> <p>○石狩湾新港 北防波堤建設工事 （技術提案評価型 S型）</p> <p>・サンドコンパクションパイルの施工方法についてどのように行うのか。</p> <p>・技術提案の安全対策について評価の違いは何か。</p> <p>・技術提案の品質管理の施工サイクルの工夫において、砂杭全体施工と部分的な施工で評価に差をつけた理由は何か？</p> <p>○尻別川改修工事の内 豊国上流地区河道掘削工事 （施工能力評価型 I型①）</p> <p>・施工計画（当該工事での留意事項）の評価は、技術者の加点となっているが、留意事項の作成は会社の技術力をもって作成すると思われるので技術者の評価項目としてよいのか。</p>	<p>・小樽開発建設部発注工事（平成30年2月以降）の週休2日制の取組件数を報告。</p> <p>・軟弱な海底地盤にケーシングパイプを挿入し、その中に砂を投入し、振動させながら砂杭を造成して地盤の強度を増加させるものです。</p> <p>・（質問に対して回答し、了解をいただいた。）</p> <p>・（質問に対して回答し、了解をいただいた。）</p> <p>・予定配置技術者の施工監理能力を確認するもので、同種工事の実績・経験を踏まえて記載するものである。記載された内容は、技術者が実際に履行するものであるため、技術者の評価項目としている。</p>

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	説明・回答
<p>・施工計画（当該工事での留意事項）の項目設定で、環境対策（安全対策含む）としているのはなぜか。</p> <p>○一般国道5号 小樽市 忍路舗装外一連工事 （施工能力評価型Ⅰ型①）</p> <p>・施工計画（当該工事での留意事項）で、ほとんどの社が満点となるような評価項目の設定で良いのか。</p> <p>○ニセコ地区 里見工区区画整理工事 （施工能力評価型Ⅰ型①）</p> <p>・施工計画（当該工事での留意事項）の設定が、広範囲の設定では、何について留意事項を書いて良いか迷うと思われるがいかがか。</p> <p><b>【3 報告】</b></p> <p>○平成30年度第3者による業務の事前審査について</p> <p>・了解した。</p>	<p>・環境対策を多くの視点から記載できるように、安全対策を含むとして幅広く設定した。</p> <p>・施工能力評価型Ⅰ型①は、技術的工夫の余地が小さく、受注者の施工監理能力を書面で確認するもので、高度な技術提案を求めないことから全社が満点となることもある。</p> <p>・同種工事の施工実績のある者の参加資格としているため、求めている工種については記載は可能と考える。また、特定の事項に絞り込んで設定を行わないことで広く留意事項が記載できると考えている。</p> <p>・平成30年度業務（2月から6月）の第3者による事前審査を行った業務について報告。</p> <p>※第3者による事前審査 契約の透明性を図ることを目的に、技術提案書の特定前に第3者機関により実施する審査。</p>